

○八女西部広域事務組合退職手当基金条例施行規則

(昭和 54 年 3 月 6 日 規則第 1 号)
改正 平成 22 年 12 月 27 日規則第 1 号
令和 4 年 9 月 26 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、八女西部広域事務組合退職手当基金条例（昭和 54 年条例第 24 号）の規定に基づき、積立金の率、管理及び筑後市への負担等に関する必要な事項を定めるものとする。

(積立金)

第 2 条 積立金は、毎年度予算に計上された八女西部広域事務組合職員（以下「組合職員」という。）の給料年額に 1,000 分の 110 を乗じて得た額を上限とし、予算で定める額とする。

(負担)

第 3 条 組合職員の退職に伴い、筑後市が支払った退職手当のうち八女西部広域事務組合（以下「組合」という。）に派遣されていた期間に受けるべき退職手当相当額について、筑後市が組合に対し請求した日から 1 カ月以内に筑後市に納付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 26 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。